

「NO!監視」ニュース

第一六号

監視社会を拒否する会

共同代表 伊藤成彦・北野弘久・田島泰彦
 福島 至・村井敏邦
 連絡先 〒164-0012 東京都中野区本町 6-22-16-805
 Tel 03-5328-0656 Fax 03-5328-0657



第13回研究会では、
 (社)自由人権協会の
 旗手明さんに、20
 06年春の入管法
 (「出入国管理及び難
 民認定法」)の改定に
 ついて報告してい
 いただきました。

◇ ◇ ◇ ◇

監視カメラ規制を考える 第13回研究会 06年9月28日

入管法改定から見えてくるもの
 ～テロ対策と人権～

旗手明さん (社)自由人権協会

US・VISIT日本版の導入

今年の入管法改定のひとつの柱は、
 US・VISIT日本版の導入です。
 これは「上陸審査時における外国人の
 個人識別情報の提供に関する規定等の
 整備」という項目に当たり、来年の11
 月までに実施することになっていま
 す。US・VISITはアメリカだけ
 が実施しているシステムで、日本が世
 界で二番目に名乗りを上げた。日本に
 入ってくる外国人(特別永住者を除く)
 から原則的にすべて生体情報を取得す
 るもので、今のところ明記されている
 のは顔画像と指紋情報です。
 アメリカでは、すでに今年の初めま
 での段階で4千7百万人の生体情報を
 取得している。そういう大変なシステ
 ムを日本でも立ち上げようということ
 です。この取得した生体情報をいつま
 で保有するかについて、政府は「テロ

リストに有益な情報を与えることにな
 るから公開しない」と国会で答弁
 しています。70～80年は保有す
 ると想定すると、もう楽に億単位の
 データになる。こんなシステムをつ
 くって、本当に実効性があるのか、
 大いに疑問です。アメリカでも、こ
 のシステムでテロリストが捕まった
 という報告はありません。自衛隊が
 イラクへ行きましたから、アルカイ
 ダが日本を攻撃対象国のひとつとし
 て名前をあげていますが、具体的な
 テロ情報はまったく政府の答弁にも
 出てきませんし、立証もされていま
 せん。本当の意味で、テロの緊迫性
 という立法事実があるのかどうか、
 冷静に判断すべきです。

指紋情報の登録制度に

テロ対策といっていますが、それ
 は名目で、出入国管理を強化するこ
 とが主目的と思われまます。日本に
 来る外国人のすべてから生体情報を
 取得するといふとんでもない政策で
 す。入管法で定めれば直ちにできる
 という取り扱いで、本当にいいので

しようか。

生体情報は基本的に生涯変わらないし、同じ生体情報の人はほとんどいないと想定されます。だから究極の個人情報なわけです。それを行政機関個人情報保護法などが通常想定している情報と同じ扱いでいいのかどうか疑問です。国会では、「あらためてその点について触れる必要性はない、行政機関個人情報保護法で十分だ」という対応によって政府に押し切られてしまった。

しかし、行政機関個人情報保護法は、個人情報利用法でもあるというふうに言わざるをえない面もあるのです。現に国会の議論の中でも出ていきました。たとえば警察機関が入管局に一定の指紋情報を照会したら、入管局はデータベースそのものを警察に渡すことはいらないけれども、検索してヒットするものがあればその情報は警察に渡される。アメリカから照会があれば、それについても対応することになっていきます。アメリカでは、いま出入国時に日本人を含む外国人が生体情報をとら

れています。アメリカからの照会が日本にくると同じように、日本からアメリカに照会して、日本では未登録であってもアメリカで登録されている日本人の指紋情報がヒットすることも十分に考えられる。各国でこういう制度が整備され、外国を経由して情報が自国に戻ってくるといような将来像を想定すると、各国の国民が自国で指紋情報を登録しているのと同じようになってしまふ。非常に恐ろしい事態が想像されます。

テロリスト認定の危うさ

二つめは「外国人テロリスト等の退去強制事由に関する規定の整備」という項目です。これは入国した外国人がテロリストかどうかを認定して排除するといふものですが、すでに6月からスタートしています。テロリストの認定については、「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」の定義を引用する形になっています。ここではテロリストの定義そのものをしていくわけではなく、その行為類型を網羅して定められ、そ

の「予備行為」と「実行を容易にする行為」を想定し、それを「行うおそれがある」と認めるに足りる相当の理由がある者」というようになっていきます。「おそれ」という規定であり、拡大解釈して法務大臣が認定することを可能としています。

ここで恐ろしいのは、法務省自体が該当者に対する調査権限を有していないということとです。警察とか公安調査庁とか海上保安庁とか、それから海外の情報であれば外務省、こういうところが持っている情報を集めて、自ら調査権限を持っていない法務省が認定するといふシステムです。これでどうやって責任ある判断ができるのか。間接情報でテロリストの認定をするといふ極めて危険なものです。

プライバシー法の制定を

今日、ここです是非強調したいと思つたのは、情報社会を踏まえたプライバシー法を日本でもキチツとつくっていかなければならないということとです。国会論議の中でも、PIA（プライバシー影響評価）を実施するとい

話しが出ましたが、根拠法令を作るということにはなっていない。

日常的なことでも、例えば、インターネットにつないでどこかのホームページにアクセスして情報を得ていくというとき、誰がアクセスしているかは記録として残る。プライバシーを売り渡しながら情報を得ていくという形になつていくわけです。公開された情報にアクセスするときは、誰それがアクセスしたという記録が残らないようなシステムをキチンとつくるというようなこともプライバシーを守っていくひとつの方法だと思います。やはりプライバシーが憲法解釈上保障されているというだけでは、概念的に曖昧さがかなり残るだろうと思います。立法化を視野に入れるべき時期ではないでしょうか。

生体認証の技術的矛盾と産業的要請

それから生体認証を使うということですが、生体情報というのは精度の高いものと思われていますが、実際には違います。また、技術自体に矛盾があります。指紋の精度は、他人を受け入

れてしまう率と、逆に本人なのに拒否してしまうという率、このふたつの指標でみるわけです。例えば、相当正確で百万人来ても一人も他人は受け入れないという精度でチェックをすると、本人を拒否する可能性が高くなります。そこには技術そのものに伴う矛盾があるわけで、完璧に他人を拒否して本人を拒否しないというようには、なかなかいかないわけです。

もう一つは、生体は不変というイメージが強いのですが、実は生身ですから常に変化しているわけです。アメリカの US・VISIT でも、飛行機に乗ってきてそこで乾燥してうまく認証ができないということが起こっており、クリームをつけることにするとか、いろいろな話があります。他方、指紋であっても、コピーは比較的簡単にできます。シリコンゴムでコピーをつくると、かなりの率でうまく認証されてしまうということがあります。セキュリティという面でも、絶対的ではありません。

さらなる問題は、セキュリティ関連

産業がものすごい勢いで育ってきており、産業的な要請がますます強くなってきていることです。9・11 事件以降、アメリカではドンドン新しい企業が生まれている。生体認証技術を持つ企業の株式時価総額が、1 年間で 125% アップした例もあるようです。一番の顧客は来年度予算が 348 億ドルという国土安全保障省だそうです。アメリカの US・VISIT と同じようなものを日本に導入するための立法事実（テロの緊迫性）はなくても、産業的要請は確実にある。プライバシーの問題を脇にどけながら、ドンドンと産業の方が進んでいくという構造があります。US・VISIT は膨大なデータベースを蓄積するものであり、非常に中央集権的です。しかし、それを扱う人間が裏切ったらデータの流出は防ぎようがない。技術の問題を論ずるときは、そこに人間的要素も入れて一緒に論じないといけない。

「最適化計画」の狙い

今、「業務システム最適化計画」ということが言われています。これは政

府全体で業務全体を最新技術を活用して効率化を図っていくもので、データベース化のようなことからはじまっているいろいろなことがなされており、2010年度までに実施となっています。入管行政では、いくつか膨大なシステムが現在でもありますが、それを整理したり追加したりして、最終的には「統合データ管理システム」に一元化します。出入国審査、在留審査、退去強制、難民認定、外国人登録の5つを基本として統合します。

情報は集中された「統合データ管理システム」のところにしか存在しない。本省・出先の機関には情報を記録するサーバーがないと想定されています。すべての情報プログラムは、データ・センター内のサーバーで動作し、職員が業務上で操作するパソコン上に情報は記録されません。だから完璧な一元化です。

自民党政務調査会の昨年の報告では、「インテリジェンス・センターをつくり、入管と警察が協働のタスクフォースを設置する」としてたのですが、

僕はそれにとどまらないと思う。テロリストの認定の時は、外務省・警察庁・海上保安庁・公安調査庁が絡むという構造ですから、そういうところがみんなかんでいきます。これは日本版CIAをつくるようなものです。アメリカを手本にしながら、今までの発想を超えたものが出てくるのではないか。

「最適化計画」に関連しては、アクセンチュア社という米US・VISITを受注した会社が、日本の入管システムの再編計画づくり（出入国管理システム刷新可能性調査、入管システム最適化計画）を引き受けた。同じアクセンチュア社が、日米のUS・VISITを扱うことになったらどういふことになるのだろうか、と怖い感じがします。

IC在留カードから国民IDカードへ

来年以降に向けては、外国人労働者の受入れの問題があります。外国人労働者の受入れ方はいろいろ議論がありますが、拡大していくことは間違いない。そこに出てくるのがIC在留カードです。現在、外国人登録は市町村が

おこなっていますが、これが逆転され、入管局直轄になります。そしてカード化することによって、誰がどの職場で働いているのか、誰がどの学校にいるのか、常にアップデートで把握していくシステムをつくるのが考えられています。

在留外国人を徹底した管理下に置く体制が敷かれることになり、それは将来の国民の姿でもあります。住基ネットとの絡みも出てきます。すでにイギリスでは、パスポートをとる人から生体情報を入れたカードをつくらせ、将来的には国民に波及させていくということが始まろうとしている。ですから、日本でも、国民IDカードによる管理がおこなわれるのが、そんなに遠い将来の話ではないかも知れない。

最後に、テロ対策基本法です。これはテロ団体の指定をして集会規制をするとか、通信傍受、無令状拘束等を狙ったものです。欧米でやっていることを日本でもできないか、という検討が始まっており、来年の通常国会に法案が出されるという報道も流れました。

そこまでひどいものは出ないだろうと油断している隙に、提出してくるかも

知れないので、警戒しておく必要があります。

監視カメラ規制を考える 第14回研究会 07年1月30日

西成監視カメラ撤去訴訟について

弁護士 大川一夫さん



提訴、94年判決」。これは大阪高裁、最高裁でも維持され、プライバシーをめぐる裁判例

テーマは西成監視カメラ撤去訴訟という20年も前の裁判です。この裁判をきっかけに、それを克服する素晴らしい論文等も含めて、私たちの問題をクリアして、裁判もいろいろな形でたかっていたのだと思います。当時、どういふことを考え、いまから振り返ったらこんな限界がありましたというお話をさせていただきます。

「公権力から監視されない権利」の侵害を訴える
大阪弁護士会が西成警察署へ監視カメラについて撤去せよと警告書を出しました（88年）が、それを警察は封じ切りコピーして送り返すという決まり切った対応をしました。しかし新聞が書いてくれましたので、いよいよ次は裁判だと考えました。

の中でも画期的な判決のひとつです。大川弁護士は、住基ネット差止大阪訴訟・弁護士として、住基ネット大阪高裁違憲判決（06年11月30日）をかちとられました。

* * * * *

千夏さん（当時参議院議員）に国会で質問してもらったのが最初です（82年）。私は1983年に弁護士になり西成の労働者の刑事事件などを扱うなかで、西成の方から、「先生、あのカメラを見て」とよく言われました。当時、監視カメラは銀行やコンビニには普及していましたが街中にはまだ少なく、中山議員が国会で質問したときも全国で95台でした。西成の監視カメラはむき出しで、しかもそのカメラが動くわけですから、いかにも監視されているという感じが否が応でもします。日常的にそこにいる方が、「あのカメラを何とかしたい」という思いを持たれたのは非常によくわかる話です。

法律構成は、当時既に確立されていた肖像権と自己情報コントロール権としてのプライバシー権を立てました。「公道のカメラでプライバシー権といわれてもピンとこない。監視されていることを問題にできないのか」という当事者の方の声がありました。そこでちよっと馴染みにくいけれども、「公権力から監視されない権利」という項目を立てて三本柱で行いました。後に住基ネットの東京訴訟でも「公権力から管理されない権利」と訴状に書いていただいで非常に共感をもちました。

さらに、当時は人権規約が批准されて約10年でしたので、「人権規約に基づく権利」を加えました。それから学者の方に教えていただいでなるほどと思ったのが、パブリックフォーラムの理論です。本件の道路や公園という地区住民・労働者の場というのは、その空間間じたいが一種のパブリックフォーラムであって、そこに威圧的効果を及ぼすことは人々の「表現の自由」を侵害するというものです。当時、若手の憲法学者の棟居快行先生がそのように

主張されるのを聞いて、目から鱗が落ちる思いでした。監視カメラがあることによつてそこにいる人が萎縮し「表現の自由」が侵害されるという視点はすごいと思いました。

西成警察署内の現場検証を行う

当初、16台の監視カメラ全ての撤去を求めましたが、被告は1台は交通規制用で別の所が管理しているといいます。裁判所から「争点を明確にするためにこの1台は請求から排除したらどうか」という示唆があり15台に限定しました。裁判所は街頭の監視カメラだけでなく実際に西成警察署の中のモニター室を現場検証しました。受像機が、縦・横で3×5、15台並んでいました。ある人物をカメラで追いかけてようと思つたら本当にできません。Aのカメラの死角になつたら次はBのカメラで追います。それとズームアップ機能が高性能です。裁判官が「マンションが見えるけど、どこまでズームアップできるかいつばいまでやって」と指示します。そうすると部屋の中にいる人の顔まで見えます。百聞は一見にしかずで、現

場検証は非常に迫力がありました。

問題になつたのは、警察が映像を録画しているのではないかということですが。裁判所の現場検証は外部のカメラと警察署の中のモニター室だけです。警察はモニター室の隣の部屋は見せようとしません。私たちは隣の部屋に録画できる装置が絶対あると思いましたが。今ならカメラと録画装置は一体ですが、20年前は録画は録画用の大きな機材が必要でしたので、隣の部屋にあるのではないかと疑いをもっていました。しかしそこまで現場検証させないのでわかりません。警察は、「カメラは防犯のために見ているだけで録画はしていない」とおし通しました。しかし、西成には暴力団事務所がいくつもあつて昼間から博打をしているのに防犯カメラで捕まったという話は聞いたことがあります。他方で、西成には労働組合や炊き出しの会などのボランティア団体もあります。15台の内の1台はそういう団体が入っている解放会館をとらえていました。ズームアップすれば誰が出入りしているかすべてわ

かりました。裁判ではその1台があまりにも露骨だということで撤去が認められました。

矛盾だらけの警察官の証言

マスコミも普段は西成の事件はどこかの新聞も載せてくれませんが、この監視カメラに関しては違いました。テレビ局が、西成署に取材に行つて、「このたび西成の住民が監視カメラの撤去訴訟を提起しましたが、どう思われますか」といきなりカメラを向けるわけです。警察官が「オイオイ、おまえ勝手に撮るな」と言う。その「勝手に撮るな」という場面を放映しました。この瞬間、勝つたと思いました。警察官だつて自分たちが勝手に撮られたら嫌だというのがよくわかりました。

警察は、「カメラは監視のためではなく犯罪防止のためだ」と言います。では、カメラによってどれくらい犯罪は防げたのかというとなん統計は全然ありません。カメラが増えても犯罪は同じように増えています。暴力団の犯罪は防げていません。西成警察署の中に現場検証に行つたとき、釜ヶ崎エ

リアの大きな地図があつて建物とかが書いてありました。本当に防犯のためであれば「なんとかビル」とか普通の客観的な名称で書くと思うのですが違いました。「労働者食堂」とか「なんとか労働組合」とか、建物の名前ではなく団体の名前が書いてありました。

「決して労働組合や自主団体の活動を監視しているわけではない」と警察は言いながらこのような地図があるのはおかしいのではないかと質問しました。そうするとやはり警察官は答えられません。現場検証でこのような地図があるということがわかつたのは非常に大きかつたと言えます。しかも映像は録画していないと頑なに言い張りましたが、警察の論理からしても、本当に「防犯」のためであれば録画しておくのは証拠保全のためにもいいわけであつて、「あなたの言い分どおりだしたら何故録画したらだめなのか」と聞くと答えられません。警察官の証言は矛盾することだらけでした。

反対尋問に対するこのような警察官の証言に対して、裁判長が、「もっと

わかりやすく喋れないのか」と注意しました。警察官の証言がアヤフヤだというのを的確に裁判所の立場から突いたわけで、非常に象徴的な場面でした。

プライバシー権の侵害を認めた判決

大阪地裁は基本的にはプライバシー権が侵害されたことを認定し監視カメラ1台の撤去を認めました。大阪高裁の裁判官も実際に現場検証して、これはひどいということで控訴を棄却し1台撤去が認められました。もちろん私たちは15台全部を撤去せよと上告しました。いずれも相互控訴、相互上告でしたが、最終的に最高裁は1台撤去を維持しました(98年)。

1台撤去することで将来への足がかりになつたと弁護士としては評価したのですが、当事者の方からすれば14台残っているのも不服だし、撤去を命じたのは権利侵害があつたということなのに損害賠償は認めません。判決はそういう欠陥がありました。

私たち自身の限界としても、当時はまだ警察が直接モニターで見ているのを問題にしたいという思いがあつたと

いうのもありますが、交通規制用のカメラについての問題意識はまだ欠けていたところがありました。それからその後増え続けている私人の監視カメラです。これについても射程にいれていませんでした。当時は銀行やコンビニにはカメラがあるというのは周知の事実でしたので、私人が自分の財産権を守るためにカメラを付けるのは問題ない、公権力だからだめだ、という問題意識で、そこから先は詰めませんでした。その後はみなさん方も御存知のように、私人にカメラの映像を録画させて警察に提供させるという問題が起ってまいります。今から振り返ってみれば、そのあたりがある意味ではラフなところがあつたかなと考えています。

☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆

《質疑応答》

齋藤 裕さん（弁護士） 損害賠償が認められなかったのは、「公権力から監視されない権利」という考え方は認めるけれど権利侵害は具体的にはなかった、ということですか。

大川さん 「抽象的に監視するだけの

理由がある。原告に対して直接的な監視が行われていたかどうかは明らかでない」というように、裁判所は警察が原告の方々を監視していることを認めませんでした。ある程度はやむをえないというかたちで、損害賠償請求については理由がないとして認めませんでした。住基ネット差止訴訟で違憲判決を出した金沢地裁や大阪高裁でも権利侵害を認め住民票コードの削除は認めつつも損害賠償は認めませんでした。

事務局 カメラの映像を録画するのはだめだが、西成にあるカメラは録画していない、という内容の判決になっているのですか。

大川さん そうです。その後も西成で起きた事件で、警察が証拠として録画映像を出してきましたが、警察官が直接に撮ったものしか出しません。監視カメラからの録画映像は絶対に出してきません。判決があるからです。

事務局 警察署内を現場検証したお話しは非常に臨場感があって驚きました。判決文を見ているだけでは訴訟の現実はわからないものですね。

大川さん 民事訴訟でも刑事訴訟でも、警察署の現場検証はなかなか認められません。この訴訟で現場検証が行われたのは画期的でした。

事務局 パブリックフォーラムの理論というのは、公的な空間だから「表現の自由」とつながるといえることですか。

大川さん 公道や公園など公的なところで、人々は行き交い相互の意思疎通を果たします。それは広い意味での「表現の自由」だという考えです。その人物の顔が特定できなくても、「特定されているのではないか」という疑心暗鬼を生む以上、「表現の自由」を侵害するということです。しかし、判例ではパブリックフォーラムの理論は認められていません。

— 齋藤貴男氏 推薦 —

清水雅彦（明治大学講師）著

治安政策としての

「安全・安心まちづくり」

社会評論社 定価 本体2400円＋税